

# 第1章 計画の基本的事項

## 1 計画策定の背景

登米市では、良好な環境の保全と創造を図るために、平成19年3月に登米市環境基本条例を制定し、「地域環境の保全と創造」、「持続可能な社会の形成」、「地球環境保全の推進」の3つを基本理念に据え、市民参加の下で環境と産業とが共生する持続可能なまちづくりを推進してきました。また、平成20年3月に第一次登米市環境基本計画（以下「第一次計画」という。）を策定し、環境基本条例の基本理念の実現に向けた、市や市民、事業者などの責務や、市が進めるべき施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

一方、第一次計画の策定から8年が経過し、環境を取巻く社会情勢は大きく変化しており、地球温暖化対策を強化するための法改正や、生物多様性の保全に向けた法律の制定に基づき、本市においても、「登米市地域新エネルギービジョン」の策定や、「とめ生きもの多様性プラン」を策定しました。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により、安全・安心な生活環境や脱原発及び、再生可能なクリーンエネルギーやバイオマスエネルギーなどへの転換が求められています。

第一次計画においては、基本計画と実施計画を一体化して策定しましたが、本計画では、第一次計画を基に、これまでの取り組みの検証や、社会情勢、環境面の変化などを踏まえ、基本計画と実施計画に分けた構成とし、それぞれ市と市民、事業者の取り組みの体系を整理しながら改定を行い、環境施策の更なる推進を図ることにしました。

## 2 計画の期間

本計画の期間は、第二次登米市総合計画と整合性を図り、平成28年度から平成37年度までの10年間とします。

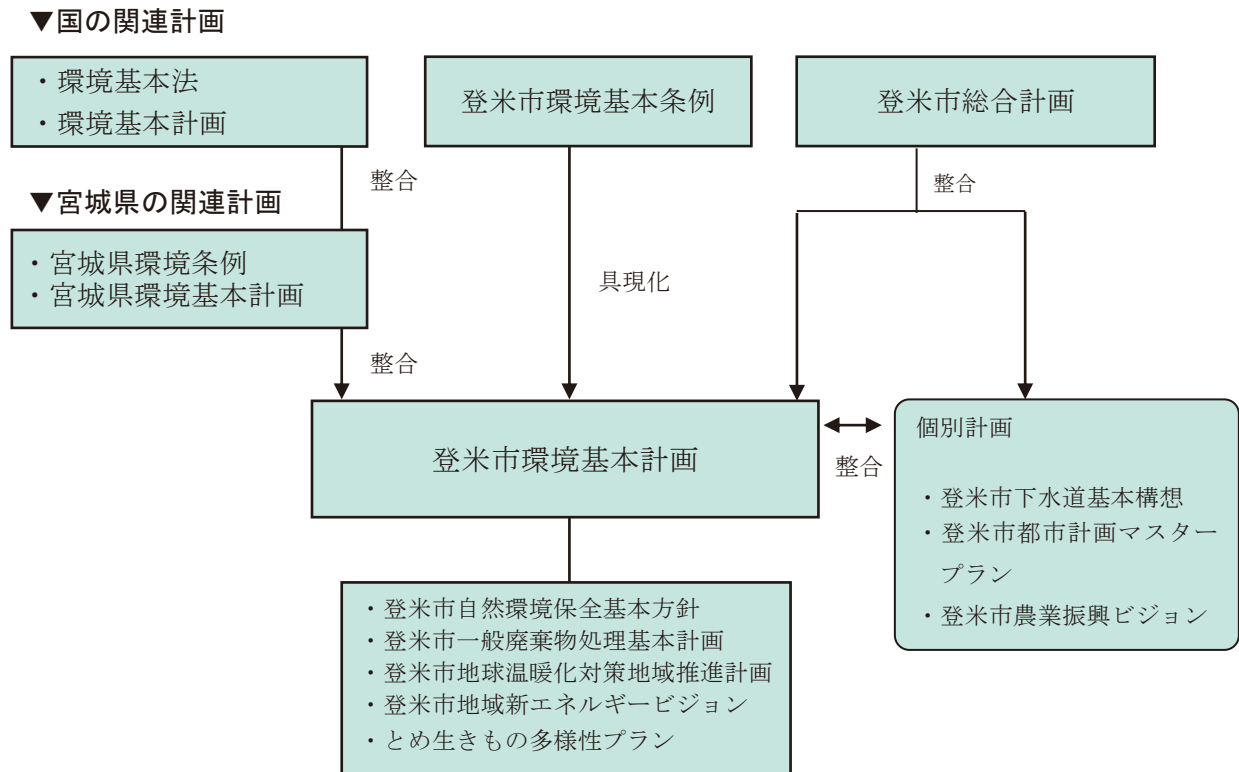
なお、社会情勢、環境面の変化などに対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

## 3 計画の位置づけ

環境基本計画は、登米市環境基本条例第13条に基づき、策定されるものであり、施策的には登米市総合計画における環境分野の計画として、登米市総合計画の実現を環境面から推進するものです。

本計画は、現時点での社会情勢や登米市総合計画、関連計画、事業等との整合性を踏まえたものとしています。

## 登米市環境基本計画の位置づけ



# 第2章 登米市の環境の現状と課題

## 1 登米市の概要

### (1) 位置

登米市は、宮城県の北東部に位置し、北部は岩手県、西部は栗原市及び大崎市に、南部は石巻市及び涌谷町、東部は気仙沼市及び南三陸町に接し、総面積は536.12km<sup>2</sup>で、県全体の7.36%を占める県内第5位の規模となります。

### (2) 地形

登米市は宮城県と岩手県の県境に位置し、市の南北を縦断する北上川の東側には北上山地が、西側には県内有数の米どころである広大な水田地帯が広がり、平野部から丘陵地にかけて、伊豆沼・内沼などの沼やため池が点在しています。



北上川の西側に広がる水田



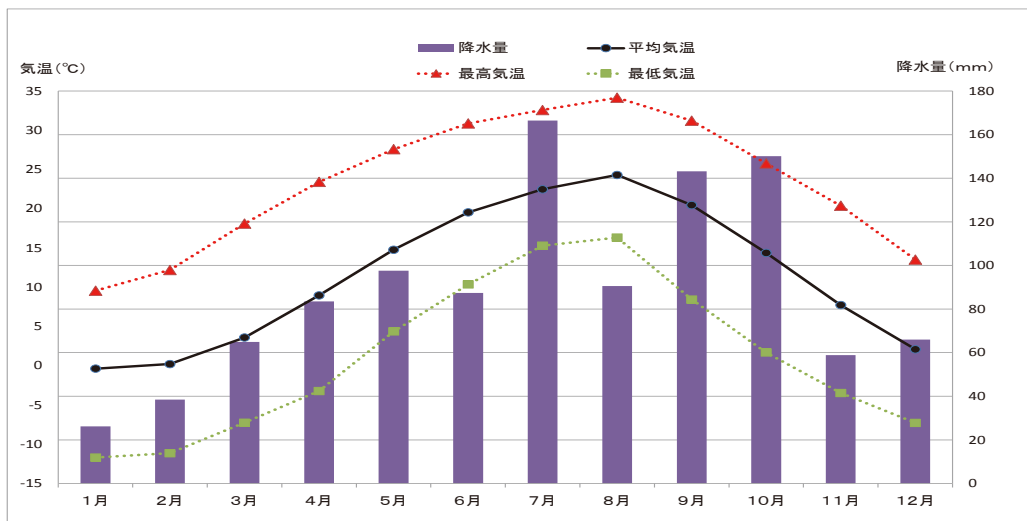
市内を南北に流れる北上川

### (3) 気 候

登米市内の平均気温は11.5度※、年間降水量は1,073mm※となっており、概ね冬季の降雪量が少なく、降雪期間も比較的短いことから、冬季に寒冷な東北地方においては、登米市は比較的温暖な環境にあります。

市内の気温及び降水量（平成17年から平成26年までの10年間の平均値）

区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平均気温	-0.4	0.2	3.6	9.0	14.8	19.5	22.5	24.3	20.5	14.4	7.7	2.1
最高気温	9.6	12.2	18.1	23.4	27.6	30.9	32.6	34.1	31.2	25.8	20.4	13.5
最低気温	-11.7	-11.1	-7.3	-3.2	4.4	10.4	15.3	16.3	8.4	1.7	-3.5	-7.3
降水量	26.2	38.5	64.9	83.5	97.6	87.4	166.5	90.5	143.2	150.2	58.9	66.0



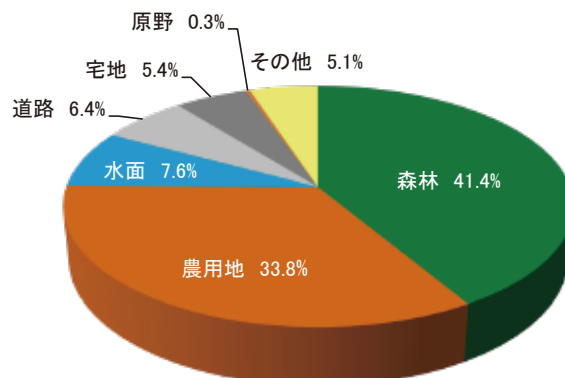
資料：気象庁ホームページ（観測地点：米山）  
注：平成17年から平成26年まで10カ年の平均値

### (4) 土地利用

登米市は、総面積（536.12km<sup>2</sup>）の約41%を森林、約34%を農地が占めており、北上川を境にして、東側に森林、中央から西側にかけて農地（主に水田）、西側の丘陵部には沼やため池が分布しているのが特徴です。市の中央部に広がる農地のうち、水田が約90%を占めています。

（単位：ha）

	森林	農地	水面	道路	宅地	原野等	その他	総面積
平成26年度	22,201	18,130	4,089	3,432	2,876	175	2,709	53,612



〔出典〕平成27年度土地利用の現況と推移（宮城県国土利用計画管理運営資料）

## (5) 自然環境保全地域

登米市には、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）に基づく国指定の自然環境保全地域はありませんが、県の自然環境保全条例（昭和47年宮城県条例第25号）に基づいて、県自然環境保全地域が3か所指定されています。また、登米市が自然環境保全条例を制定し、平筒沼いこいの森を自然環境保全地域に指定しています。

これらの地域の主な自然の特色は次のとおりです。これらの地域では、開発行為など各種の行為が規制されています。

名 称	指定者	指定年月日	位 置	主な自然の特色
伊豆沼・内沼県自然環境保全地域	県	昭和48年 8月17日	迫 町	全国有数の鳥類生息地、飛来地。国の天然記念物及び鳥獣保護区にも指定されているほか、ラムサール条約にも指定登録されています。冬にはガンカモ科を中心にした多数の鳥類が越冬し、夏にはハスの花が沼全体を覆うように咲き乱れます。
<small>ますぶち</small> 鱒淵観音堂県自然環境保全地域	県	昭和54年 3月16日	東和町	ケヤキ、イヌブナ、コナラなどの落葉広葉樹とアカマツ、モミ、カヤなどの針葉樹が混交する自然林から成っています。ホトトギスやカッコウ、オオルリなどの鳥類も豊富に生息しています。
<small>おきなくらやま</small> 翁倉山県自然環境保全地域	県	昭和54年 3月16日	津山町	樹高18m、胸高直径80cmを超えるアカマツやモミなどの大木が数多く見られます。国指定天然記念物のイヌワシが営巣し繁殖していることで全国的にも有名です。
<small>びょうどうぬま</small> 平筒沼いこいの森 登米市自然環境保全地域	市	平成20年 6月23日	米山町	純林としてまとまった面積で生育するものとしては、県内唯一の原生状態に近いアカシデ自然林が確認されるなど、学術的にも大変貴重な森です。

## (6) 自然公園

登米市では、自然公園法（昭和32年法律第161号）に基づいて、津山町の柳津と横山の一部地域が三陸復興国立公園の一部に指定されています。

これらの地域の主な自然の特色は次のとおりです。これらの地域では、開発行為など各種の行為が規制されています。

名 称	指定年月日	位 置	主な自然の特色
三陸復興国立公園	平成27年 3月31日	津山町	<small>やないづ</small> 柳津虚空蔵尊を中心とする地域と横山不動尊を中心とする地域の2か所に分かれて指定されています。それぞれの地域のコアとなる部分には、原生状態に近いモミ・イヌブナ林が見られ、本市の潜在自然植生をうかがい知る上で大変重要です。

## (7) 鳥獣保護区

登米市内には、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に基づいて、国指定の鳥獣保護区が2か所、県指定の鳥獣保護区が7か所それぞれ指定されています。鳥獣保護区では鳥獣の捕獲が禁止されているほか、特別保護地区内では開発行為など各種の行為が規制されています。

名 称	指定者	位 置	存 続 期 間	特別保護地区
伊豆沼鳥獣保護区	国	迫町	平成34年10月31日	有り
<small>かぶくりぬま</small> 蕪栗沼・周辺水田鳥獣保護区	国	南方町	平成47年10月31日	有り
平筒沼鳥獣保護区	県	豊里町 米山町	平成37年10月31日	無し
横山不動尊鳥獣保護区	県	津山町	平成36年10月31日	無し
<small>とよま</small> 登米鳥獣保護区	県	登米町	平成37年10月31日	無し
<small>うわぬま</small> 上沼鳥獣保護区	県	中田町	平成37年10月31日	無し
<small>あさだぬき</small> 朝田貫鳥獣保護区	県	東和町	平成36年10月31日	無し
鱒淵鳥獣保護区	県	東和町	平成38年10月31日	無し
翁倉山鳥獣保護区	県	津山町	平成37年10月31日	市内には無し

## (8) 天然記念物

登米市内には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づいて、国指定の天然記念物が4件、県指定の天然記念物が2件、市指定の天然記念物が52件指定されています。天然記念物は、現状変更などの行為が規制されています。

名 称	指定者	指 定 年 月 日	位 置
伊豆沼・内沼の鳥類およびその生息地	国	昭和42年 9月 7日	迫町
東和町ゲンジボタル生息地	国	昭和54年 4月26日	東和町
横山のウガイ生息地	国	昭和10年 8月27日 昭和32年 2月22日	津山町
<small>ひねうし</small> 日根牛の大クリ	県	昭和48年 5月15日	登米町

名 称	指定者	指 定 年 月 日	位 置
東陽寺のイチヨウ	県	平成17年 5月10日	東和町
山王の桜	市	平成13年10月23日	迫 町
八幡神社の桂	市	昭和51年 5月21日	登米町
寺池城跡の松	市	昭和51年 5月21日	登米町
<small>はんだ</small> 針田の子持杉	市	昭和51年 5月21日	登米町
相川のサイカチ	市	昭和46年10月 8日	東和町
大同桜	市	昭和46年10月 8日	東和町
万年桜	市	昭和49年 4月18日	東和町
東昌寺のオンコ	市	昭和49年 4月18日	東和町
白壇	市	昭和46年10月 8日	東和町
頼光寺のカヤの木	市	昭和57年11月24日	東和町
八幡神社の太郎坊次郎坊杉	市	昭和61年 5月26日	東和町
<small>かや</small> 榧	市	昭和51年 4月 1日	中田町
杉「 <small>うばすぎ</small> 姥杉」	市	昭和61年10月31日	中田町
古木群生林	市	昭和61年10月31日	中田町
桜「 <small>しゃなざくら</small> 遮那桜」	市	昭和61年10月31日	中田町
桜「南殿の桜」	市	昭和61年10月31日	中田町
一位「おんこ」	市	昭和61年10月31日	中田町
<small>けやき</small> 榎	市	昭和61年10月31日	中田町
足尾神社の <small>かや</small> 榧	市	平成17年 1月26日	中田町
若林のもみじ	市	平成17年 1月26日	中田町
笠松	市	昭和52年 3月 3日	豊里町

名 称	指定者	指 定 年 月 日	位 置
金子山のすぎ	市	昭和52年 3月 3日	豊里町
芝崎のすぎ	市	昭和52年 3月 3日	豊里町
三条の糸ひば	市	昭和52年 3月 3日	豊里町
<small>いちよう</small> 銀杏（香林寺）	市	昭和52年 3月 3日	豊里町
銀杏（薬師神社）	市	昭和52年 3月 3日	豊里町
山根のかし	市	昭和52年 3月 3日	豊里町
保手のかやの木	市	昭和52年 3月 3日	豊里町
八ツ森のかやの木	市	昭和52年 3月 3日	豊里町
寿崎のけやき	市	平成 元年 9月29日	豊里町
武道ヶ崎のカヤ	市	平成14年 5月 1日	米山町
松壽院のイチョウ	市	平成14年 5月 1日	米山町
長源寺のサルスベリ	市	平成14年 5月 1日	米山町
しだれ桜	市	平成 6年 8月 8日	石越町
エドヒガンザクラ	市	平成 6年 8月 8日	石越町
横山不動尊の杉	市	平成 6年 4月 1日	津山町
横山不動尊のカシ	市	平成 6年 4月 1日	津山町
大徳寺のイチョウ	市	平成 6年 4月 1日	津山町
宇南のイチョウ	市	平成15年 4月 1日	津山町
長谷寺の杉並木	市	平成15年 4月 1日	津山町
横山神社の杉並木	市	平成15年 4月 1日	津山町
追分の二本杉	市	平成 6年 4月 1日	津山町
<small>やないづ</small> 柳津虚空蔵尊の杉並木	市	平成 6年 4月 1日	津山町



名 称	指定者	指 定 年 月 日	位 置
柳津虚空蔵尊のカヤ	市	平成 6 年 4 月 1 日	津山町
柳津虚空蔵尊のケヤキ	市	平成 6 年 4 月 1 日	津山町
柳津虚空蔵尊のイチョウ	市	平成 6 年 4 月 1 日	津山町
丸山・千葉家のカヤ	市	平成 6 年 4 月 1 日	津山町
明耕院の榎	市	平成15年 4 月 1 日	津山町
記念樹元町・遠藤家のケヤキ	市	平成 6 年 4 月 1 日	津山町
音声寺の一位（おんこ）	市	平成15年 4 月 1 日	津山町
音声寺の一本杉	市	平成15年 4 月 1 日	津山町
石貝・大森家のイチイ	市	平成 6 年 4 月 1 日	津山町

### (9) 国有林における林木遺伝資源保存林

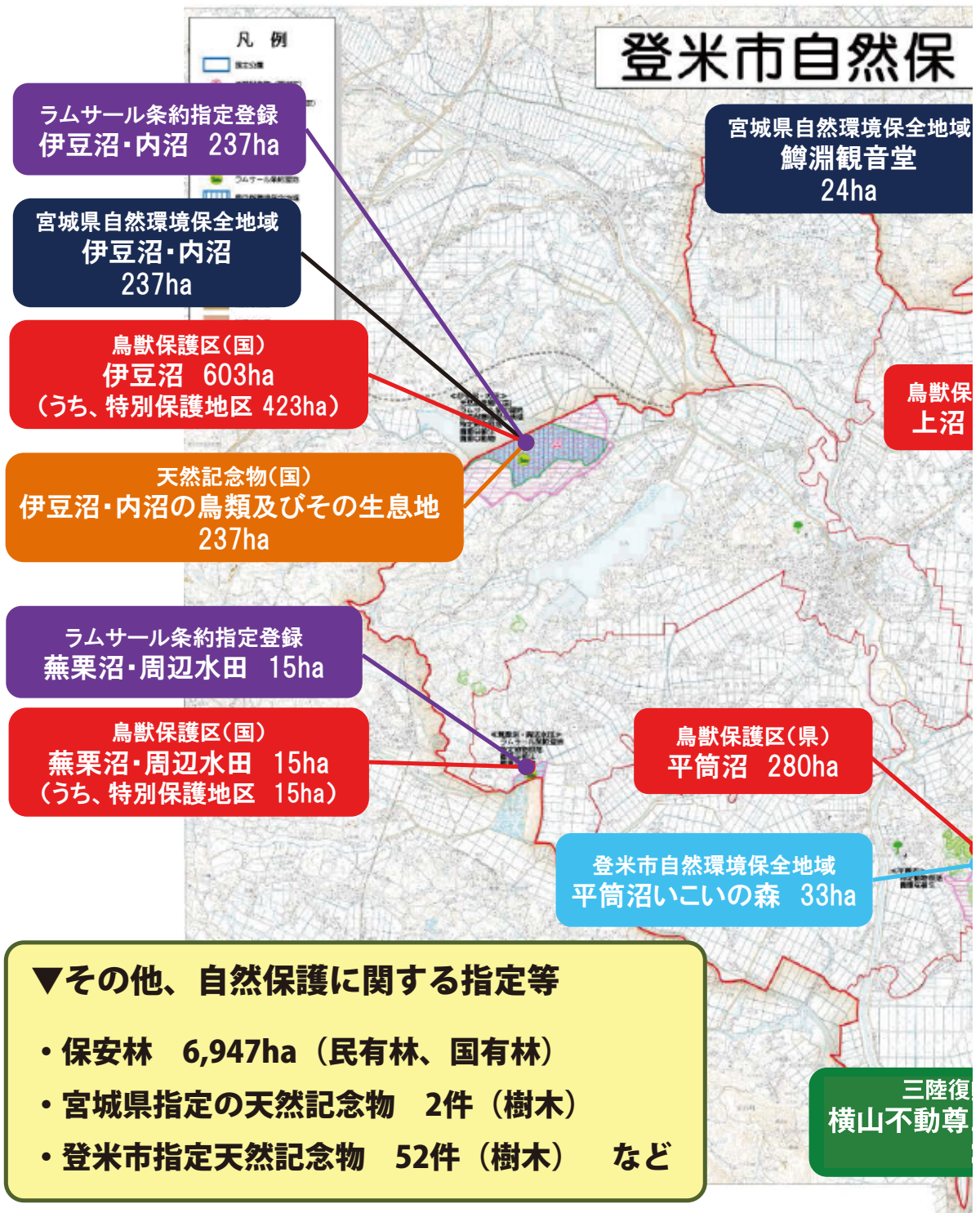
保護地区指定制度としては、国有林における林木遺伝資源保存林があり、登米市内では2か所が指定されています。

名 称	指定年	位 置	概 要
鱒淵観音堂カヤ林木遺伝資源保存林	昭和63年	東和町	コナラ、クリ、ケヤキ、カヤ
<small>おおみねやま</small> 大峰山クヌギ林木遺伝資源保存林	昭和63年	東和町	クヌギ

### (10) 保安林

森林法（昭和26年法律第249号）に基づく保安林は、登米市内では国有林2,310ha、民有林4,637haを合わせて6,947haの森林が指定されています。

# 登米市の保護地域（自然保



# 護に関する主な指定地域



## 2 国、県の動向

国においては、平成24年4月に第4次環境基本計画を策定しております。その中では、目指すべき持続可能な社会の姿として、「安全」を確保するために、「低炭素・環境・自然共生」の各分野が、各主体の取り組みにより総合的に達成することが必要と位置付けています。

地球温暖化問題については、平成17年2月の「京都議定書」の温室効果ガス削減目標の達成に向け対策を講じており、平成24年までの第1約束期間までの目標値は達成しましたが、平成32年までの第2約束期間は参加せず、自主的に削減を行うこととしています。また、平成27年11月にフランス・パリで国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）が開催され、「京都議定書」に代わる平成32年以降の新しい温暖化対策の枠組みである「パリ協定」が、すべての国が合意のもと採択されました。それに先立ち、各国は新たな枠組みに対する約束草案を提出しています。

省エネルギー、クリーンエネルギー問題については、平成23年3月11日に発災した東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により、安全・安心な省エネルギー、クリーンエネルギーに対する考えが変化してきていることから、平成24年7月1日より、「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」が導入され、太陽光発電、バイオマス発電などの脱原発エネルギーの普及が図られています。

生物多様性に関しましては、平成20年6月に生物多様性基本法が施行され、市町村においても生物多様性の保全と、その持続的な在り方を示した生物多様性地域戦略を策定することが、努力義務として位置付けられました。また、平成22年10月に愛知県で開催された「生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）」において、全世界で達成すべき生物多様性に関する目標「愛知目標」が採択され、生物多様性保全に関する取り組みが進められています。

宮城県においては、平成23年4月よりみやぎ環境税を導入し、環境税を活用して森林の機能強化やクリーンエネルギーの普及事業、生物多様性保全、水環境保全、環境緑化推進事業等の施策を推進しています。

また、本市と同様に宮城県生物多様性地域戦略を平成27年3月に策定し、生物多様性の保全とその持続的な利用に向けた取り組みが進められています。

### 3 第一次計画の検証概要

本計画策定にあたり、第一次計画に掲げた「計画期間内に達成すべき目標」とした施策の進捗と達成度を関係部署ごとに、4段階の基準（順調、概ね順調、やや不順、不順）に基づき検証しました。

全体の結果としては、人材を育成する環境教育事業や、自然環境保全計画策定の取り組みなど、本市の豊かな環境を守り、創造して行く土台づくりについては一定の成果はありましたが、目標値を定めた沼の水質等の改善に関しては、目に見える検証結果を得ることができませんでした。

市内の環境の改善には、市と市民、事業者等が連携し、継続した対策が必要であり、そのためにも関係機関との調整や、環境団体等のネットワーク構築などを本計画の中で更に進めていく必要があります。

#### (1) 自然環境

自然環境に関する取り組みとして、平筒沼いこいの森は、県内唯一の原生状態に近いアカシデ自然林が分布されるなど、学術的にも貴重な森であることから、新たに市の独自条例として登米市平筒沼いこいの森自然環境保全条例を制定し、本市の自然環境保全地域に指定しました。

また、登米森林公園については、県内唯一の森林セラピー基地に認定されるなど、一定の成果がありました。

沼の水質改善については、平筒沼においては、地元コミュニティ組織で取り組んでいるハスの刈取りなどにより、環境基準のB型類型基準値を満たしましたが、伊豆沼、長沼の水質については、対策や取り組みが進まず、課題が残りました。

森づくりに関しては、間伐等適切な森林施業の実施による森林の健全な育成に努め、市民参加の森林づくり植樹祭の開催や里山再生事業の実施により、広葉樹林の整備にも取り組み、市民の意識の高揚にも繋がっています。

また、市内の豊かな自然を保全するとともに、自然と共生する生活の知恵や文化を引き継いで行くために、平成27年3月に策定したとめ生きもの多様性プランでは、市内を3つのエリアに区分し、各種取り組みを進めています。



登米森林公園（登米ふれあいの森）

提供：登米町森林組合



平筒沼いこいの森のアカシデ林

## (2) 生活環境

生活環境に関する取り組みとして、汚水衛生処理率については、下水道基本構想で設定した目標値には達していないものの、平成16年度の41.3%から平成26年度には61.4%と大きく改善し、生活排水処理が進みました。長沼川の水質においては、下水道接続の増加により家庭雑排水の流入の改善はみられるものの、根本的な改善はできませんでしたので、迫地区の更なる下水道普及率を上げる必要があります。

また、市内一斉清掃やクリーンキャンペーン等の生活環境保全活動や、不法投棄やポイ捨て等の禁止の看板などを設置により、一定の効果は見られているものの、不法投棄は後を絶たない状況にあります。

野焼きの防止対策としては、実施者本人への指導や、市民へのチラシの配布、ホームページでのお知らせ等を実施しましたが、苦情件数は減少していない状況にあります。

ごみ減量化の推進では、一般ごみと資源ごみを分別する施策の浸透や、4R活動\*の推進等による循環型社会形成に対する市民の関心の高まりから、平成22年度までの3年間において、目標とする市民1人1日当たりのごみ排出量を達成しました。しかし、東日本大震災に伴う廃棄物処理等により、震災以降増加したため、震災前の状況に戻す必要があります。

なお、資源リサイクルの推進では、資源回収品目に紙製容器包装等を追加することにより、当面の目標としたリサイクル率20%を達成しましたが、計画期間内の目標である30%には達しませんでした。

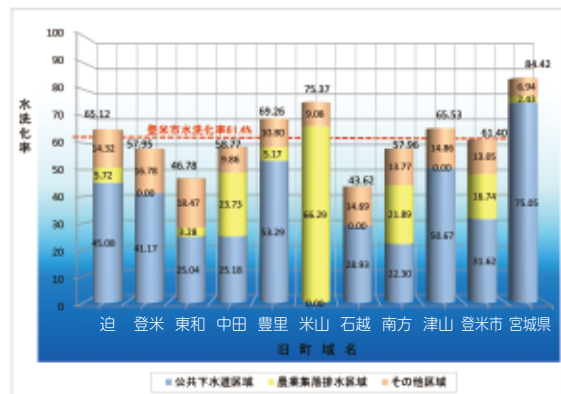
※4R運動：リフューズ（ごみになるものはもらわない）・リデュース（購入量、使用量を減らす）・リユース（再利用する）・リサイクル（再資源化する）

登米市生活排水処理状況

平成27年3月31日現在

町域	行政人口(人)	水洗化人口(人)				水洗化率(%)				
		公共下水道区域 下水道	農業集 落排水 区域 浄化槽	その他 区域	計	公 共 下 水 道 区 域	農 業 集 落 排 水 区 域	其 他 区 域	計	
迫	21,268	9,397	191	1,217	3,045	13,850	45.08	5.72	14.32	65.12
登米	5,035	1,914	159	0	845	2,918	41.17	0.00	16.78	57.95
東和	6,866	1,658	61	225	1,268	3,212	25.04	3.28	18.47	46.78
中田	15,923	3,918	92	3,778	1,570	9,358	25.18	23.73	9.86	58.77
豊里	6,831	3,615	25	353	738	4,731	53.29	5.17	10.80	69.26
米山	9,709	0	0	6,436	882	7,318	0.00	66.29	9.08	75.37
石越	5,234	1,477	37	0	769	2,283	28.93	0.00	14.69	43.62
南方	8,855	1,881	94	1,938	1,219	5,132	22.30	21.89	13.77	57.96
津山	3,600	1,753	71	0	535	2,359	50.67	0.00	14.86	65.53
登米市	83,321	25,613	730	13,947	10,871	51,161	31.62	16.74	13.05	61.40
宮城県	2,321,168	1,733,785	8,279	56,364	160,986	1,959,414	75.05	2.43	6.94	84.42

町域別・事業別水洗化状況

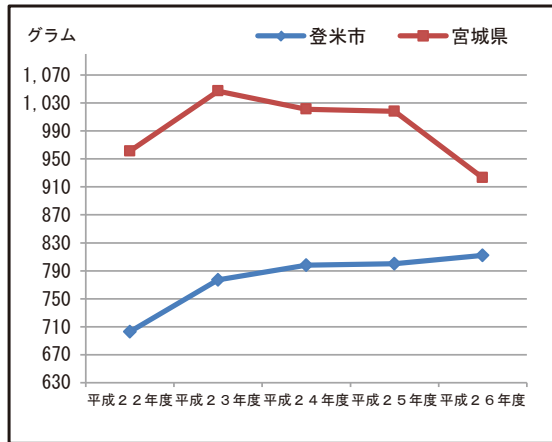


長沼川 (迫町)

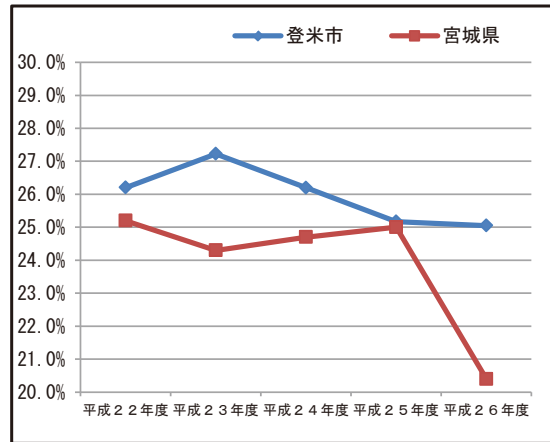


伊豆沼・長沼クリーンキャンペーン (迫町)

市民1人1日当たりの排出量（5年間推移）



一般廃棄物のリサイクル率（5年間推移）



ごみ処理量・リサイクル率

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度		
人口（廃棄物実態調査10月）		86,639	86,131	85,337	84,583	83,758		
前年度比		-1.2%	-0.6%	-0.9%	-0.9%	-1.0%		
ごみ処理量		22,230	24,428	24,854	24,703	24,825		
（クリーンセンター＋資源化施設＋集団回収等）								
前年度比		-1.6%	9.9%	1.7%	-0.6%	0.5%		
1人/日排出量(g)		703	777	798	800	812		
中間処理後の資源	ごみ収集・中間処理後の資源	鉄	鉄（焼却後）	87	115	103	66	68
			鉄（破砕後）	231	363	278	254	228
			鉄（抜取）	137	211	250	168	149
		アルミ	アルミ（破砕後）	10	14	18	16	14
			アルミ（抜取）	3	4	2	5	5
		銅	1	1	1	1	1	
		紙類	196	284	258	207	209	
		瓶類	3	1	3	2	7	
		計	668	992	910	717	674	
		資源収集・中間処理後の資源	缶類	アルミ	74	83	68	78
	スチール			100	124	121	102	92
	計		174	207	189	180	171	
	瓶類		生き瓶	83	95	88	85	78
			ガラスカレット	559	582	585	587	579
	計		642	677	673	672	657	
	紙類		新聞紙	690	656	717	566	485
			雑誌	323	463	370	311	286
			段ボール	203	292	279	256	247
			紙パック	3	3	3	2	2
		紙製容器包装	14	10	6	10	13	
計	1,233	1,424	1,375	1,145	1,033			
ペットボトル	144	146	157	156	173			
布類	50	73	52	60	58			
プラスチック製ボトル容器	8	9	10	11	12			
スプレー缶（アルミ）	1	1	1	1	1			
スプレー缶（スチール）	3	3	6	5	6			
プラスチック製キャップ	4	6	6	7	7			
小型の金属類		3	2	4	4			
計	2,259	2,549	2,471	2,241	2,122			
計	2,927	3,541	3,381	2,958	2,796			
直接資源化	集団回収	金属類	12	15	3	3	3	
		紙類	175	160	113	103	90	
		瓶類	2	1	1	1	1	
	計	189	176	117	107	94		
	事業者直接資源化量（許可業者）	3,627	4,004	4,106	4,170	4,397		
	事業者トレー回収	12	12	12	12	12		
廃食油回収	20	20	23	21	21			
計	3,848	4,200	4,258	4,310	4,524			
資源化量合計	6,775	7,741	7,639	7,268	7,320			
前年度対比	-2.5%	14.3%	-1.3%	-4.9%	0.7%			
1人/日リサイクル量(kg)	0.214	0.246	0.245	0.235	0.239			
1人/日リサイクル量(kg)（国報告）	0.100	0.119	0.113	0.100	0.096			
リサイクル率	26.2%	27.2%	26.2%	25.2%	25.0%			
リサイクル率（国報告）	14.2%	15.3%	14.2%	12.5%	11.8%			

### (3) 地球環境

地球環境に関する取り組みとして、環境マネジメントシステム導入事業所の増加数は目標を達成しましたが、グリーン購入の取組事業所数は目標に達しませんでした。また、本市の二酸化炭素排出量については、市及び事業所、各家庭で削減や吸収源対策を実践していますが、削減は進まない状況にあり課題が残りました。

バイオマスタウン構想については、農業系の廃棄物系バイオマス・未利用バイオマスとなる家畜排泄物や、稲わら、籾殻が有効活用されており、熱源などエネルギーとしての賦存量には足りない状況となっています。

構想の策定には至りませんでしたが、現在、未利用間伐材等の森林資源を利活用した木質バイオマスエネルギーの推進方法を検討しています。

また、平成22年2月に策定された登米市地域新エネルギービジョンに基づき、本市にふさわしい新エネルギーとしている太陽光発電については、国の再生可能エネルギー固定価格買取制度及び、宮城県や本市の補助金制度の効果もあり、市民への普及が進んでいます。

### (4) 市民協働

市民との協働に関する取組として、市内での一斉清掃等の参加者数や環境教育副読本の作成、環境の普及啓発行事などについては、目標を達成することができました。ホームページへの環境に関する情報の掲示などで、市民との情報の共有化は図っているが、具体的な成果を得るためには、時間を要するものや、登米市環境教育リーダー登録制度設置要綱（平成21年7月に施行）に基づく、環境指導者の育成は、東日本大震災の影響により環境教育リーダー育成講座を開催ができない年度もあり、目標に届きませんでした。

なお、平成19年3月に締結した、宮城教育大学との環境教育に関する連携協力協定により、環境教育の一環として各種シンポジウムや環境出前講座などを開催しております。



平筒沼の自然観察（登米小学校）  
（平成26年度）



水辺の生きもの探し（石森小学校）  
（平成26年度）



## 4 登米市の環境の現状と課題

### (1) 自然環境

#### <現 状>

本市は、森林が約41%、農地が約34%を占め、緑の豊かな地域で、その中を南北に北上川と迫川が貫流しているほか、ラムサール条約にも指定登録された伊豆沼・内沼、蕪栗沼をはじめ長沼、平筒沼などの沼やため池が点在しており、自然と共生した暮らしを営んでいます。

市民や児童生徒などを対象にした、アンケート調査の結果では、「本市は豊かな自然がある」と答えた市民が多く、「この豊かな自然と産業等の共生（両立）を図るべき」と考える市民が大半を占めています。

本市の基幹産業である農業においては、化学合成農薬や化学肥料の使用量を半分以下に抑えた環境保全米づくりが盛んであり、エコファーマー\*の数、環境保全米の栽培面積や、収穫量などの実績においても県内で上位を誇っている一方、農業の担い手の減少とともに、従事者の高齢化が進み、耕作放棄地が散見されるようになっていきます。林業においては、木材価格の低迷により、間伐等の適切な管理がされていない森林の増加が懸念されています。

「水の里」の愛称で特徴づけられるほど、河川や沼、ため池が多い本市ですが、近年、水質悪化が目立っており、中でもラムサール条約に指定登録され、全国的にも知られる伊豆沼・内沼と、漕艇場やフートピア公園で市民になじみの深い長沼は、いずれも環境省による全国の湖沼水質調査でここ数年、全国ワースト上位に定着しており、また、市内の中心部を流れる長沼川も環境省の水質基準を満たしていない状況が続いています。

本市の生態系については、ブラックバス（オオクチバス、コクチバス）やブルーギルなど外来種の繁殖によって、本市の生態系に狂いが生じてきています。かつて、身近なところで普通に見られたホタルやメダカ、トンボなどがあまり見られなくなり、その一方でアレチウリやセイタカアワダチソウが多く見られるようになり、また、マツクイムシによる松枯れを目にすることが多くなっており、もともと市内に生息していた在来種が減少している状況にもあります。

※エコファーマー：知事に認定された環境に配慮した農業を実践する農業者

#### <課 題>

本市は、豊富な緑と豊かな自然に囲まれています。近年、農業や林業を取り巻く環境は、厳しさを増しています。

農業においては、土地利用型農業を推進するとともに、担い手の育成確保や農地の利用集積などを図り、持続可能な農業の確立が重要となっています。

林業においては、森林の有する水源かん養機能等、良好な自然環境を保全するために間伐などの取り組みや、木材の需要拡大事業による地域産材の利用促進を図るほか、長伐期施業の推進、里山再生事業の実施による広葉樹林の健全な育成などの取り組みが必要となります。

市内の水環境においては、伊豆沼、内沼、長沼などではハスの繁茂が著しく、水質の悪化の一因となっています。

また、かつては当たり前のように見られていた在来種の昆虫や魚、植物などは、外来生物の影響などにより減少しつつあり、生物多様性保全の観点からも、貴重な水辺空間や田園空間及び里山の保全、ここ数年で増加した特定外来生物の駆除などにより、本市の健全な生態系を取り戻していく必要があります。



ハスが密生する水面 (写真左:伊豆沼、写真右:長沼)

※いずれも平成26年8月

## (2) 生活環境

### <現 状>

本市の騒音、悪臭等の公害問題については、苦情・要望件数の増加や、ごみの不法投棄も後を絶ちません。以前は現在ほど問題にならなかった稲わらなどの野焼きの煙や、臭いなども、ライフスタイルの変化に伴い、最近では市民の間で問題になることが多くなっています。

一方、市民アンケートでは、「資源ごみをリサイクルできるように分別しているか」の問いで、92%の方が「いつも分ける」「ときどき分ける」と回答しており、市民のリサイクル意識の高さが伺えます。

本市では、4R活動などの推進により、ごみの減量化が図られ、一定の効果が見えてきていましたが、東日本大震災をきっかけに、ごみ排出量が増加しています。

### <課 題>

本市においては廃棄物処理法及び、大気汚染防止法や水質汚濁防止法、騒音防止法に基づく規制等で、事業所等から排出される環境汚染物質に関する大きな問題は起きていませんが、事業活動に伴う騒音・異臭・粉塵の苦情は時々寄せられており、保健所と合同で指導を行う必要があります。また、公共用水域における水質汚濁などの問題については、流域全体の水質保全と安全に関わることから、関係機関や流域周辺市町と協議・連携しながら取り組む必要があります。

家庭での野焼きは、廃棄物処理法により一部の例外を除き、一切できませんが、減少には至っておらず、また、ごみの不法投棄やポイ捨ても年々増加傾向にあり、それに伴い市民からの通報も増加傾向にあります。

更に、美しい本市を維持するためには、ごみの不法投棄やポイ捨て禁止、犬のフンの処理など、マナー向上の啓発や野焼きに関する正しい知識の周知が必要となります。

なお、本市では、ごみの発生抑制や資源循環を推進するため、資源分別収集の拡充等により、ごみの排出量削減、資源リサイクル率の向上を図ってきましたが、東日本大震災以降においては、ごみの排出量の増加が続いている状況にあることから、更なる4R運動の推進等により循環型社会を構築していかなければなりません。



建設工事中の一般廃棄物処理施設第2最終処分場  
(平成27年度)

### (3) 地球環境

#### <現 状>

本市におけるエネルギー使用に伴う二酸化炭素排出量は、平成20年度において、63.9万トンとなっており、宮城県全体の3%に相当していますが、県内では、震災復興活動に伴い、排出量の増加や、火力発電所の再稼働による増加も続いていることから、県内全体で増加している傾向にあります。

一方、市民アンケートでは、「地球温暖化という言葉聞いたことがある」、「地球温暖化による自然環境の変化を知っている」が、全体の97%となっており、市民の地球温暖化への関心の高さが見てとれます。

また、再生可能エネルギーの固定価格買取制度が、平成24年にスタートしてからは、本市においても、太陽光発電システムを設置する個人及び事業者数が増加しています。

#### <課 題>

近年、氷河の後退や気象災害が世界規模で起きており、国内では、水資源や生物活動、農作物生育など自然生態系や人間社会において地球温暖化の影響が現れています。

将来的には地球の気温の更なる上昇が予想され、水、生態系、食糧、健康などで深刻な影響が生じると考えられており、本市においても、温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量削減のため、誰にでもできる身近なことから、温暖化対策に取り組むことが必要です。



太陽光発電設備を設置している  
市内指定避難所

### (4) 市民協働

#### <現 状>

本市では、環境基本計画の目的達成のために、市民・事業者・団体・行政の協働組織として、平成21年3月に登米市環境市民会議を設置し、環境保全に関する取り組みを行っています。

その他に各種NPO法人やコミュニティ組織等においても、一斉清掃などの各種環境保全や環境美化の取り組みを行っています。

一方、市民アンケートでは環境を守る活動に「取り組んでみたい」、「どちらかといえば取り組んでみたい」が46%で、「どちらとも言えない」が47%となっており、きっかけがあれば、環境保全活動への参加意識は高いものと考えられます。

環境保全活動の人材育成としては、宮城教育大学環境教育実践研究センターとの連携による環境教育の取り組みを行っています。

また、市民等と情報の共有を図るため、各種調査結果や環境関連の講演会などの環境に関する情報を本市ホームページ・広報紙等に掲載しています。

## ＜課 題＞

近年の環境問題は、市民個々のライフスタイルの変化が環境負荷となり、問題を大きくしています。

このような問題の対応のためには、市民一人ひとりの意識の向上と主体的な参加が不可欠であり、その推進役として市民団体等の役割が大きくなっています。

環境市民会議では、環境美化活動や、木質バイオマスの利活用に関する提言活動を行うなど、各種環境活動を行っていますが、市民の参加は広がりが見られない状況にあります。

また、地域コミュニティ組織を母体とした活動組織や、NPO法人等においても活動を行っていますが、事業所を含めた、更なる活動組織を育成し、市民・事業者・市による協働の取り組みを展開して行くことが必要となります。

環境教育については、環境教育リーダーの育成など、市民レベルでの環境保全活動の中核を担う人材を引続き育成していくことや、自然や動物に触れ合う機会として、環境出前講座を積極的に活用されるように子どもの頃から更なる周知が必要となります。

また、環境に関する情報を市広報紙やホームページ等に掲載し、市民との共有を図っていますが、市民の環境活動への意識の高揚を促進するために、市民団体や、事業者、学校などが取り組む環境学習や環境活動などの情報についても共有を図ることが必要となります。



# 第3章 計画の目指す姿

## 1 環境基本計画が目指す将来像

本計画では、前章の「登米市の環境の課題」や、市民アンケートでの意見等を踏まえ、また、登米市環境基本条例に規定した基本理念に基づき、市の長所である親密なコミュニティやまちのまとまりなどを活かしながら、協働によるエコライフの浸透と、自然と共生する環境負荷の少ないまちづくりを目指すこととします。

### <基本理念>

登米市環境基本条例に定められた基本理念は、次のとおりとなっています。

#### ※ 登米市環境基本条例

(基本理念)

第3条 良好な環境の保全及び創造についての基本理念を次の各号のとおり定める。

- (1) 先人の努力により長い年月にわたり守り育てられてきたふるさと登米の健全で恵み豊かな環境は、現在及び将来の市民、事業者、滞在者（以下「市民等」という。）により賢明に利用されるとともに、適切な管理、修復、改善及び投資が続けられることにより、永い将来にわたりその恵沢が享受されるよう継承されなければならない。
- (2) 日常生活や社会経済活動に伴う環境への負荷の低減が市内すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われることにより、本市は、永い将来にわたり環境と産業との共生の下で持続的に発展していかなければならない。
- (3) 地球環境保全が人類共通の課題であるとともに、健全で恵み豊かな環境の恵沢を永い将来にわたり市民が享受する上でも重要な課題であるとの認識の下、地球環境保全は、地球全体の広い視野に立って市民等一人ひとりが身近に対応できることから積極的に推進されなければならない。

### <平成37年の登米市の姿>

環境基本計画は、登米市総合計画の環境分野の計画でもあることから、登米市総合計画で定める将来像を第二次環境基本計画の目指す将来像とします。

基本理念及び将来像に向けて、健全で持続可能な地域をつくり、暮らしやすく、いつまでも住み続けたいと思える豊かな地域環境を将来にわたって持続させ、先人から受け継いだ文化や暮らしを未来に引き継いでいきます。

また、省エネルギー、新エネルギーの一層の普及など低炭素社会、環境負荷の低いまちづくりを目指します。

登米市の目指す将来像

**あふれる笑顔 豊かな自然 住みたいまち とめ**

## 2 基本目標と取組方針

登米市の将来像の実現に向けて、4つの基本目標とその取組方針に基づき、具体的な施策を展開します。

### 基本目標1 豊かな自然を保全し、共生するまち（自然環境）

豊かで貴重な自然環境を大切に保全するとともに、自然への負荷に十分に配慮した利活用を図ることにより、自然との共生を図ります。

- (1) 自然環境の保全と活用
- (2) 生物多様性の保全

### 基本目標2 生活環境が守られ、安全で快適に暮らせるまち（生活環境）

大気環境や騒音等の監視・観測の強化による公害発生の未然防止や4R運動の推進等による廃棄物の減量化等により、市民が快適に暮らせる生活環境の確保を図ります。

- (1) 大気環境の保全
- (2) 水質・土壌環境の保全
- (3) 騒音・振動防止対策の推進
- (4) 有害化学物質対策の推進
- (5) 不法投棄対策の推進
- (6) 一般廃棄物処理施設の整備・維持管理
- (7) ごみ収集・処理体制の整備
- (8) ごみの排出抑制と資源循環の推進

### 基本目標3 地球環境にやさしいエネルギー利用を進めるまち（地球環境）

省資源・省エネルギー活動の推進や温室効果ガスの削減を図るとともに、太陽光発電やバイオマスなどの新エネルギーを活かした地域づくりを進めることにより、地球環境の保全に努めます。

- (1) 省エネルギー活動の推進
- (2) 温室効果ガスの削減
- (3) 新エネルギー利用の推進

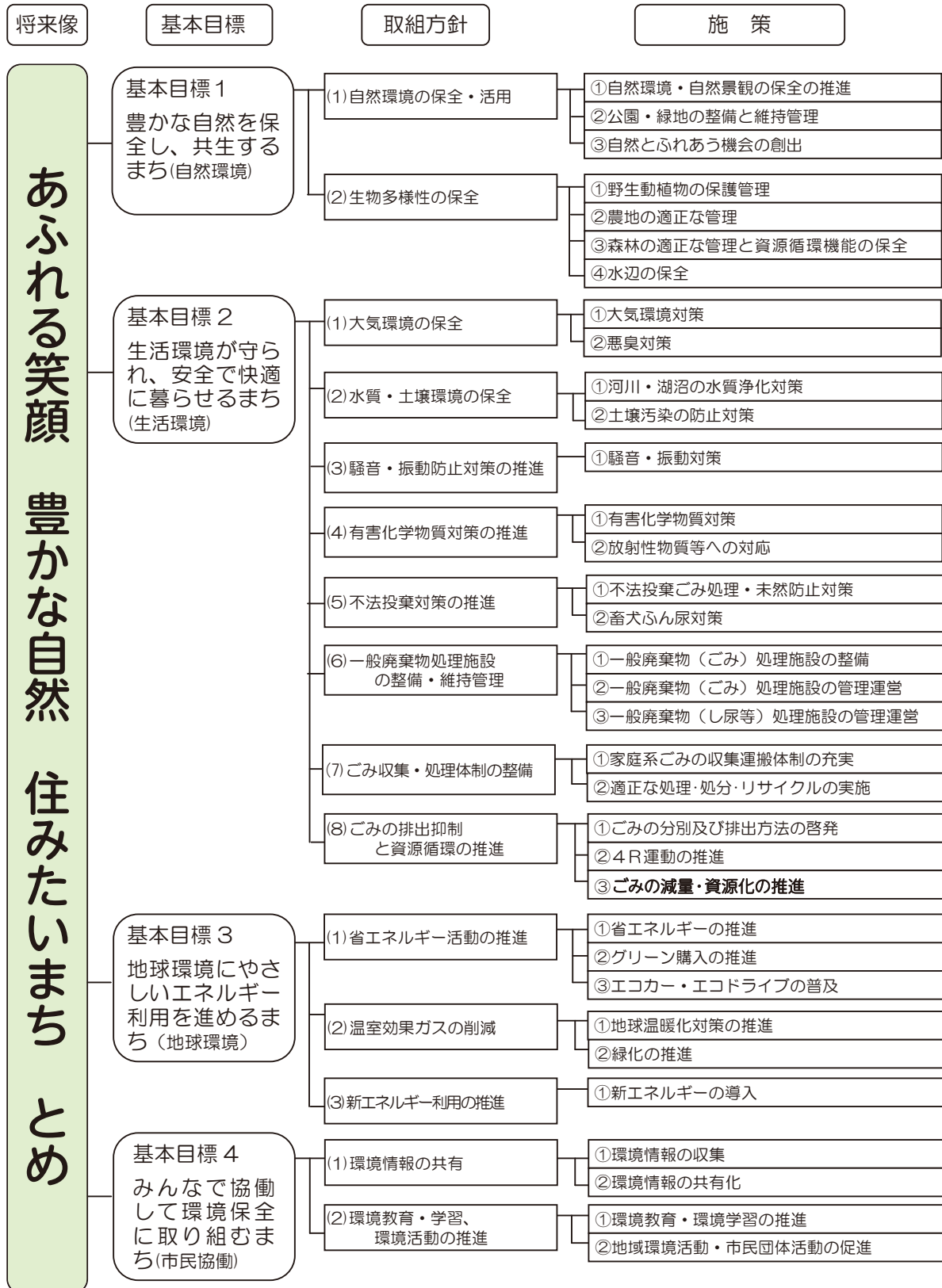
### 基本目標4 みんなで協働して環境保全に取り組むまち（市民協働）

情報共有や環境学習の推進、環境保全団体の育成を進めることにより、市民が自主的に行動できる環境にやさしい人づくりを進めるとともに、市民、市民団体、学校、事業者、行政などの各主体が協力・連携して環境保全に取り組みに努めます。

- (1) 環境情報の共有
- (2) 環境教育・学習、環境活動の推進

### 3 施策の体系

登米市の将来像の実現に向けた取組体系を以下に示します。





## 第4章 環境施策

第3章に示した施策体系に基づき、登米市の将来像の実現に向けて、以下の環境施策を推進していきます。

### 基本目標1 豊かな自然を保全し、共生するまち（自然環境）

#### (1) 自然環境の保全・活用

##### ①自然環境・自然景観の保全の推進

- ・貴重な自然と景観を保全し、産業と共生を図りながら、自然への負荷に十分に配慮した利活用を進めるとともに、豊かな自然環境を将来世代に引き継いでいきます。
- ・地域の貴重な保存樹・保存林について、所有者等の協力を得て適切な管理をすることにより、将来にわたり保護・保全に努めます。
- ・自然環境へ影響を及ぼす恐れのある事業については、計画の段階から生態系や希少野生動植物種などへの十分な配慮や、必要な保護を要請します。



##### ②公園・緑地の整備と維持管理

- ・公園・緑地施設などは、人と自然との共生に配慮した整備や適切な維持管理を行います。

##### ③自然とふれあう機会の創出

- ・グリーンツーリズムやエコ・ツーリズム等を推進し、本市の豊かな自然環境に触れる機会の充実を図ります。

#### (2) 生物多様性の保全

##### ①野生動植物の保護管理

- ・多様な動植物の生息・生育環境の保全・再生を図るとともに、市内の生態系を脅かし、被害を及ぼす恐れのある特定外来生物等についての防除・駆除や、希少な在来種の保護に努めます。
- ・野生鳥獣の保護管理に努め、必要に応じて農林産物の被害防止などのため有害鳥獣捕獲等による適正な個体数調整など、県や関係団体と連携を図り対策を講じます。

##### ②農地の適正な管理

- ・農地が持つ多面的機能の維持を図り、野生動植物の生息・生育環境の再生・創出を図ります。
- ・生物多様性に配慮した環境保全型農業の取り組みをより一層推進し、人と動植物にやさしい安全・安心な農業をさらに進めます。
- ・農産物直売所の販売力向上や学校給食等への市内産食材の利用を図り、地産地消の取り組みを促進します。



環境保全米による水稲栽培を行っている水田（南方町）



### ③森林の適正な管理と資源循環機能の保全

- ・適正な森林施業と里山の整備に取り組むことにより、多様な森林空間を創出し、野生動植物の生息・生育環境の確保を図ります。
- ・地元産木材の地域内の利用促進を図るとともに、未利用間伐材等の木質バイオマスのエネルギー利用等による地域林業の活性化を図ります。

### ④水辺の保全

- ・かつての美しい水辺を取り戻す取り組みを進めます。
- ・鳥類や昆虫、水生生物などの多様な生き物の生息・生育環境となる良好な湿地の保全を進めます。
- ・渡り鳥の生息環境としての良好な湿地環境の保全に関する国際的な取り組みとの連携・協働に努めます。



日本有数の渡り鳥の飛来地として知られる伊豆沼

## 基本目標2 生活環境が守られ、安全で快適に暮らせるまち（生活環境）

### (1) 大気環境の保全

#### ①大気環境対策

- ・国や県等関係機関と連携を密にし、既存の測定局の観測データや国、県による分析情報を共有しながら、大気環境を監視します。
- ・野焼きによる煙害の苦情が増え、野外焼却が原則禁止されていることから、法令遵守の徹底を図っていくほか、例外的に認められたものについても煙害防止の観点からマナー向上の啓発を図っていきます。

#### ②悪臭対策

- ・規制基準の遵守を徹底させるため、県等関係機関と連携しながら特定施設に対し適切に対応していくとともに、法令の規制対象にならない施設等に対する苦情などについても、管理方法の改善を指導するなどし、解決に努めます。
- ・河川や水路などの公共水域からの悪臭は、下水道等により汚水衛生処理率を高めることが効果的な対策となりますが、必要に応じて、河川等の管理者の協力のもと、汚水が長期間滞留しないようにするなどの対策を講じるよう努めます。
- ・家畜排せつ物の悪臭については、事業主等に対し、家畜排せつ物の適正な管理を図るよう県等関係機関と連携しながら指導します。

### (2) 水質・土壌環境の保全

#### ①河川・湖沼の水質浄化対策

- ・市内河川・湖沼の水質調査を実施しながら、水質の監視を実施します。
- ・規制基準の遵守を徹底させるため、県等関係機関と連携しながら特定施設等に対し適切に対応していきます。
- ・下水道の整備、浄化槽の設置や市民への啓発等により、家庭等から排出される汚濁負荷の低減を図り、水質浄化に努めます。

#### ②土壌汚染の防止対策

- ・県等関係機関と連携を強化し、有害物質を使用する施設に対し、必要に応じて監視・指導を実施しながら、土壌汚染の防止に努めます。

### (3) 騒音・振動防止対策の推進

#### ①騒音・振動対策

- ・工場、工事作業現場等の騒音、振動問題に対しては環境基準や規制基準の達成を図るため、指導や監視を効果的に行っていきます。
- ・自動車騒音に対しては、騒音調査を実施しながら状況を把握し、騒音の低減について対策を検討します。
- ・飲食店営業等に対する騒音規制のほか、近隣騒音問題については、原因者に対し改善のための指導を行っていきます。

## (4) 有害化学物質対策の推進

### ①有害化学物質対策

- ・事業所からの有害化学物質の排出抑制を図り、必要に応じて有害化学物質を使用する施設に対し監視・指導を実施します。
- ・市内で保管されているPCB廃棄物については、県の指導等を受けながら法令で定める処理期限までに適切に処理します。

### ②放射性物質等への対応

- ・東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響が広範囲にわたっていることから、今後も空間放射線量等の数値を把握しながら、放射性物質に対する対応を継続していきます。

## (5) 不法投棄対策の推進

### ①不法投棄ごみ処理・未然防止対策

- ・ごみの不適正処理や不法投棄の未然防止のため、環境パトロールを実施し監視体制の充実強化を図ります。
- ・不法投棄について違反行為が認められた場合には、必要に応じて警察とも連携し、不法投棄の低減を図っていきます。
- ・不法投棄の防止を呼びかけた看板等を設置し、地域ぐるみで監視の目を強化していきます。

### ②畜犬ふん尿対策

- ・県等関係機関と連携しながら、家庭犬しつけ方教室などを開催して、飼い主の心構えを身につけてもらうほか、毎年実施する狂犬病予防注射などの機会をとらえて、飼い主に対し犬の飼い方のマナー向上を図っていきます。



## (6) 一般廃棄物処理施設の整備・維持管理

### ①一般廃棄物（ごみ）処理施設の整備

- ・安全で適切なごみ処理のため、環境負荷の低減やコストに配慮するほか、循環型社会形成に寄与するため、エネルギー回収設備等を備えた中間処理施設、及び最終処分場を整備します。

### ②一般廃棄物（ごみ）処理施設の管理運営

- ・安全で適切なごみ処理及び一層の資源化を促進する一般廃棄物処理施設の管理運営に努めます。

### ③一般廃棄物（し尿等）処理施設の管理運営

- ・一般廃棄物（し尿等）処理施設の計画的及び適切な管理運営に努めます。
- ・家庭から排出されるし尿や農業集落排水汚泥等を炭化肥料に再生し、園芸や農地等への利用促進を図ります。

## (7) ごみ収集・処理体制の整備

### ①家庭系ごみの収集運搬体制の充実

- ・ごみ・資源ごみの収集拠点・収集頻度等、市民ニーズに即した改善、充実を図っていきます。
- ・市民の利便性、再資源化・処理・処分の容易性を踏まえた効率的な収集運搬体制を確保します。

### ②適正な処理・処分・リサイクルの実施

- ・廃家電品・廃パソコン等が、各種リサイクル法のもと適正に処理されるよう周知、誘導に努めます。
- ・市営の一般廃棄物処理施設が、率先した適正処理・処分を行い、リサイクルの促進に努めるとともに、事業系ごみを収集運搬する一般廃棄物処理業許可業者にも働きかけます。

## (8) ごみの排出抑制と資源循環の推進

### ①ごみの分別及び排出方法の啓発

- ・広報紙やホームページ等を活用して、ごみの出し方・分け方等の情報提供の充実とともに、子どもや高齢者、転入者などにとっても分かりやすい内容になるよう努めます。

### ②4R運動の推進

- ・ごみを出さないライフスタイルや事業活動への転換を促進するため、最も優先度の高いリフューズ（ごみになるものはもらわない）、リデュース（購入量、使用量を減らす）の浸透に向けた働きかけの強化に努めます。
- ・ごみの分別やリユース（再利用する）、リサイクル（再資源化する）の取り組みを市の施設が率先して実行して、幅広く4R運動への参加を呼びかけていきます。

### ③ごみの減量・資源化の推進

- ・ごみ減量の推進、公平性の確保、資源分別意識の高揚等を図るため、指定袋等にごみ処理経費の一部有料化を継続するとともに、より効果的なごみ減量手法の確立に努めます。

## 基本目標3 地球環境にやさしいエネルギー利用を進めるまち（地球環境）

### (1) 省エネルギー活動の推進

#### ①省エネルギーの推進

- ・市のホームページや広報紙等で、省エネルギーの広報、啓発に努めます。
- ・公共施設へのLEDなどの省エネルギー設備・機器の導入を図るとともに、市民及び事業所に対しても導入を推奨します。
- ・全市を挙げたクールビズ・ウォームビズの取り組みを推進します。



#### ②グリーン購入の推進

- ・市が率先してグリーン購入を推進し、環境負荷の軽減に取り組みます。
- ・環境にやさしい「エコマーク」や「グリーンマーク」等の制度の周知を図るとともに、エコ商品の率先購入、率先利用に向けた意識の高揚を図ります。

#### ③エコカー・エコドライブの普及

- ・クリーンエネルギー自動車の導入を推進するとともに、公用車への導入を図ります。
- ・エコドライブやアイドリングストップの励行など、排出ガス抑制意識の高揚と環境に配慮した自動車利用について普及啓発を図ります。

### (2) 温室効果ガスの削減

#### ①地球温暖化対策の推進

- ・温室効果ガスの削減に向けて、「登米市地球温暖化対策地域推進計画」により、省エネルギーにつながる様々な環境配慮行動を推進します。
- ・市の事務・事業から排出される温室効果ガスを削減するために、「登米市地球温暖化対策率先実行計画」を推進するとともに、環境への負荷の削減の進捗を管理し、改善していくために、環境マネジメントシステムの運用、改善を行います。

#### ②緑化の推進

- ・市民や、みどりの少年団の参加のもと、樹木を植栽するイベントを開催するなど、市民参加による森づくりを進めます。
- ・公共施設の緑化に努めていくとともに、民間施設においても、緑化が進められるよう働きかけていきます。

### (3) 新エネルギー利用の推進

#### ①新エネルギーの導入

- ・住宅や事業所への太陽光発電や木質バイオマスなどの新エネルギー設備の導入を促進します。
- ・新エネルギー設備を導入しようとする事業者に対し、国・県等の助成情報を提供するなどの支援を行います。
- ・公共施設の新築や改築、設備更新等に際しては、新エネルギー設備の導入に努めます。



サンクチュアリセンターに設置しているペレットストーブ

## 基本目標4 みんなで協働して環境保全に取り組むまち（市民協働）

### (1) 環境情報の共有

#### ①環境情報の収集

- ・国や県、各種団体等の各種調査結果や公害・地球環境問題等の環境に関する情報の収集に努めます。
- ・地域で環境活動を行っている市民団体等を把握し、環境活動に関する情報の収集に努めます。

#### ②環境情報の共有化

- ・市民団体等が自主的に発信する環境情報の共有化を図るための支援に努めます。
- ・各種調査の結果や、環境活動の状況、環境関連の講演会及びイベントの開催など、環境に関する情報を市広報紙・ホームページ等の各種媒体により発信します。
- ・市民団体、事業者、学校などが取り組む環境学習や環境活動の内容を発表し、共有する機会の創出を検討します。

### (2) 環境教育・学習、環境活動の推進

#### ①環境教育・環境学習の推進

- ・未就学児から高齢者まで幅広い層の市民等への環境学習の機会を提供します。
- ・児童生徒の発達段階に応じた体験型学習を含めた環境教育の充実を図ります。
- ・地域に根ざした環境教育・環境学習や環境活動を推進する人材の育成に努めます。



田んぼの生きもの探し（上沼小学校）



地域づくりに向けた環境学習

#### ②地域環境活動・市民団体活動の促進

- ・市民や事業者、市民団体等の自主的な環境活動を推進します。
- ・登米市環境市民会議による環境保全活動や環境学習を通じた各団体間・地域間の交流を図り、連携の強化に努めます。
- ・地域コミュニティ組織による環境保全に関する取り組みを支援します。



第7回人と野生動植物の共生を考える  
つどい（登米市環境市民会議主催）

## 基本目標の実現に向けた主な指標と目標

	指標項目	指標の説明	実績 (26年度)	目標 (37年度)
基本目標1 豊かな自然を保全し、共生するまち (自然環境)	自然が豊かと感じる市民の割合	アンケート調査による市民の自然が豊かと感じる割合（平成18年度58%）	63%	70%
	外来生物駆除作業を実施した箇所数	外来生物の駆除作業を実施した沼やため池の箇所数	1箇所	3箇所
	環境保全米の作付面積の割合	環境保全米の作付したほ場の面積割合	82.6%	95%
	森林の間伐面積	森林管理で年間の間伐する面積	191 ha	550 ha
基本目標2 生活環境が守られ、安全で快適に暮らせるまち (生活環境)	公害相談件数	煙害（野焼き）・悪臭・粉塵・騒音・振動に対する公害相談の件数	21件	10件
	市内湖沼の平均COD濃度	市内4沼（伊豆沼、長沼、平筒沼、機織沼）COD（化学的酸素要求量）の平均値	7.4 mg/L	6.0 mg/L
	不法投棄処理件数	環境パトロールによる不法投棄処理件数	291件	210件
	市民1人1日当たりのごみ排出量	ごみ総排出量を人口及び365日で除した率	812 <sup>g</sup> /人/日	650 <sup>g</sup> /人/日
	ごみの再資源化率	集団資源回収・事業者の再資源化量を含むごみの再資源化率	25.0%	30.0%
基本目標3 地球環境にやさしいエネルギー利用を進めるまち (地球環境)	市の事務事業から排出される温室効果ガス削減率	市の事務事業から排出される温室効果ガスの削減割合 (平成24年度排出量42,452t-CO2)	(排出量43,948t-CO2) 平成24年度比 3.5%増	(排出量41,751t-CO2) 平成26年度比 5%削減
	グリーン購入を導入した事業所数	アンケート調査結果によるグリーン購入を導入した事業所数（平成18年度20事業所）	24事業所	40事業所
	市民参加の新たな森林づくりの植樹面積	市民参加の新たな森林づくりで植樹した延べ面積	0.7 ha	7 ha
	太陽光発電システムの設置件数	太陽光発電システム（10kw未満）の累計設置件数（資源エネルギー庁統計データ）	1,509件	2,500件
基本目標4 みんなで協働して環境保全に取り組むまち (市民協働)	環境保全活動に取り組む団体数	自ら目標を定めて環境保全活動に取り組む団体数	11団体	50団体
	環境保全に関する研修会や講演会等への参加者数	市民を対象とした環境保全に関する研修会や講演会等への年間参加者数	100人	250人
	環境教育リーダーの登録者数	環境教育リーダーの登録者数	27人	50人
	コミュニティ組織による環境保全活動の実施団体数	コミュニティ組織による環境保全の活動に取り組んだ延べ団体数	2団体	9団体



# 第5章 計画の推進方策

## 1 各主体の役割

### (1) 市の役割

市は、本市環境基本条例の理念及び本計画の目指す将来像を実現するため、本計画に基づき、市民・事業者との協働により、環境保全及び創造に向けての取り組みを推進します。

また、環境保全に関する情報提供、地域の環境保全活動の実施・運営を行い、市民や事業者が環境保全活動に参加できる体制を整備します。

さらに、市自らが一つの事業者であることを認識し、市の役割の中で実施する事務・事業において、環境への配慮を率先して実行していきます。

### (2) 市民の役割

市民は、日常生活から生じる環境への負荷が環境問題の一因となっていることから、身近な生活環境にとどまらず、地球規模の環境の保全と創造を担う大きな役割を持つことを理解し、ごみの減量やリサイクル、省エネルギーなど日常生活において環境に配慮するとともに、家庭や地域社会において、環境に負荷を与えない生活に努めます。

また、地域での取り組みに積極的に参加・協力するなど、市や事業者と協働して環境の保全と創造に努めます。

### (3) 事業者の役割

事業者は、事業活動が環境に与える影響や、社会的責任の重要性、地域の構成員としての役割を認識し、環境に配慮した経営を進めます。また、環境に関する技術開発や環境に配慮した商品・サービスの提供、企業の社会的活動等を通じて、本市環境基本条例及び本計画が理想に掲げる、環境と産業の共生した持続可能な社会の達成に向けて、地域活動や市の施策へ積極的に参加・協力するなど、市や市民と協働して環境の保全と創造に努めます。

## 2 計画の推進体制

### (1) 計画の推進体制

#### ①登米市環境審議会

本計画に基づく各種環境施策について、市長からの諮問に応じて、専門的な立場としての見地から調査及び審議を行うとともに、本計画の進捗状況について点検・評価し、見直し方針などを検討します。

#### ②庁内会議

本計画に基づいて行われる環境施策について、登米市環境保全会議及び登米市環境保全連絡会議において、市役所内部の調整を行い、関係部署の連携のもと、施策の円滑な推進を図っていきます。

#### ③登米市環境市民会議

本計画に掲げる環境施策について、本会議が中心となって市民や事業者、市民団体等に参加を呼びかけ、環境保全運動を展開していきます。

#### ④広域的な連携

大気汚染や水質汚濁、廃棄物処理など広域的な取り組みが求められる課題や地球環境問題などへの対応について、国や県、近隣の地方自治体と緊密な連携を図りながら、広域的な視点から環境施策に取り組めます。

### (2) 進行管理

本計画の実効性を確保するため、計画策定から具体的な行動の実施・運用・点検・評価・改善までの流れをPlan（計画）→Do（実施）→Check（点検）→Action（行動）といったPDCAサイクルに沿って進行管理を行い、計画内容や計画に基づく施策・事業の継続的な改善を図ります。

### (3) 登米市環境報告書の作成・公表

計画推進の実効性を明らかにするため、環境に関する各種データや、計画の推進状況について「登米市環境報告書」に取りまとめ、市広報紙やホームページ等を通じて市民・事業者へ公表していきます。